

令和3年度第2回高槻市文化財保護審議会（書面開催）  
意見対応表

該当箇所	意見	対応
序章	「歴史文化、歴史資源、文化資源、歴史文化遺産、文化遺産」それぞれの使い分けが不明確なので整理すべき。	「歴史文化遺産」、「文化遺産」は「文化資源・文化財」に整理します。 「歴史文化」は単語そのままの意味なので変更なし、 「歴史資源」は上位計画などの書き振りを踏襲しているので変更なし、その他は文化資源、文化財に統一します。
序章	文化資源や文化財⇒文化財をはじめとする文化資源とあらためるべき。	1 ページ5 段落目の3 行目、本計画の最初に出てきたこの文言については、ご指摘通りに修正します。それ以降に出てくるものについては原文のままとします。
序章	未指定文化財は指定・登録されるまで文化資源なのか？	未指定文化財も文化財と理解しています。
序章	本地域計画と関連するものをマークで目出しすべき。	ご指摘の通り修正します。
第1章	地形と文化資源の関わりに触れるべき	ご指摘のとおり加筆します。 冒頭の文章に以下を加筆 「本市の先人は、こうした地形の特徴を巧みに利用して生活してきたため、文化財や文化資源の成り立ちや背景に地形が深く関わっています。」
第1章	顕著な文化資源の災害被害、特に多い事例を明示すべき。	事例を把握していないので明示できません。

第1章	文化資源、担い手、利用者の比率と数を記載すべき。	データがないので本計画では反映できません。今後の課題とします。
第1章	景観に関する本文掲載事項の写真を入れるべき。 本地域計画は文化資源の紹介パンフレットともなるので、文化財以外の関連部局、機関にもその資源内容を周知する、アピールするためにも。	レイアウトの関係もあり、写真を1つ追加します。
第1章	「景観政策」をまず序に明示すべき。	ご指摘のとおり、説明文の4段落目と1段落目を入れ替えます。
第1章	地図の視点場、百景などを明示すべき。	本ページは高槻市の社会的環境を述べる項の一部として、客観的データを示すところと捉えていますので、視点場や百景は不要と考えます。
第1章	写真を掲載しているものを本文中に何らかの印をいれるべき⇒どのようなものか分かりやすい。	最終冊子の体裁を決定する際に調整する方向で考えています。
第1章	将来「しろあと歴史館」・「今城塚古代歴史館」・「埋蔵文化財調査センター」の調査機能を統合し、組織の拡充を目指す方向性を示す。	組織・人事の体制に関わることなので、本計画の中に記載することはできません。
第1章	難解な学術的用語について巻末に解説が必要では無いかと思える。	本文中の難解な文言について、本計画の概要版の中で丁寧な表現に改めていきます。
第2章 P23	各文化財の所在地を示した地図が必要ではないか？	主な文化財について所在地を示した地図を載せます。
第2章 P25	近世の記述が少ない 特に町や村に関する記述 →近世の文化財は多く現存しており、関連文化財群の構成要素の中心となるのではないのか？	ご指摘のとおり、近世について加筆します。

第2章 P25	高槻城下町の絵図 なぜ部分のみを示すのか？	高槻城下町の全体の絵図を第7章の文化財保存活用区域に載せませす。
第2章 P28	埋蔵文化財の台帳作成について記載すべき。	28ページ2段落目の4行目の一文に加筆し以下のとおり改めます。 「包蔵地の把握は、所管の大阪府との整合を図りつつ、 <u>台帳を作成し適時に更新して</u> いきます。」(下線部を加筆)。
第2章 P28	ゾーンI～Vの設定が突然。本文にゾーン分けの説明入れるべき。	ご指摘のとおり加筆します。 本文に「本市を旧町村の範囲を基にした6つのゾーンで区分し、各ゾーンでの文化財の調査の進捗状況をみると、」を追記し、表の順番を①ゾーンと大字等の対応、②高槻市域(ゾーン)の区分の図、③既存調査の実施状況の順に入れ替えます。
第3章 P30	埋蔵文化財の台帳記入数を計に入れるべき。	30ページは指定等文化財の一覧なので「0」のままとします。
第3章 P31	京大農場に関する情報が空欄である。	11月に答申・登録の予定なので、忘れずに記入します。
第3章 P32	建造物について、国・府・市指定の区分を本文中に明示すべき。	ご指摘のとおり、美術工芸品と同様に表記します。
第3章 P34	悉皆調査の必要性を本文に記載すべき。	48ページの方針1で、城下町エリアの建造物、美術工芸品、民俗文化財の重点的調査を行っていくことを記載しています。
第3章 P34	「高槻市域の未指定文化財一覧」という書き方はおかしい。現時点で未指定文化財の総数は把握できていないので。「過去の調査で把握している未指定文化財の一覧」とすべき。 また、これらが現存しているかどうか確認する必要がある。	ご指摘のとおり、「過去の調査で把握している未指定文化財の一覧」に修正します。 また、現存しているかの悉皆調査は、今後の課題とさせていただきます。

第4章 P 3 9	本文に聖観音菩薩立像の説明を入れるべき。	ご指摘のとおり、本文を3行目に「(平安時代以来の) 聖観音菩薩立像等の仏像彫刻が伝えられています。」と加筆します。
第4章 P 4 0	5行目の文章が分りづらいので改めるべき。	ご指摘のとおり、「現在の大阪府の範囲内で、江戸時代に整備された城下町は、大坂、岸和田、高槻の3か所しかありませんでした。」に修正します。
第4章 P 4 0	本文に横山家の説明を入れるべき。	ご指摘のとおり、本文に「旧城下町の北部、城北町には、役人や農民が公用で城下へ赴く際に宿泊した郷宿の遺構である「横山家住宅」があり、近世の町並みの様子を今に伝えています。」と加筆します。
第4章 P 4 1	城下町の町割図に道標など「高槻まちかど遺産」を表示すべき。	ご指摘のとおり、表示します。
第4章 P 4 2	富田の地図が欲しい 文化財をプロットしたもの。	ご指摘のとおり、文化財をプロットした富田の地図を載せます。
第5章 P 4 5	市域において多くの関連文化財群が設定できるが、この10年間で優先的に保存活用に取り組む文化財群として「8つの関連文化財群」がある、という記述とすべき。	→P 4 5の本文の最後に以下を追記します。 「なお、豊富な市内の文化資源や文化財は、8つに限らず多くのまとまりとして捉えることができますが、本計画ではこの10年間で優先的に保存活用に取り組む対象として8つの関連文化財群を設定しています。」
第5章 P 4 5	課題1が「文化財をはじめとする文化資源の調査・研究の継続」、課題2・3がそれぞれ「文化財の保存」、「文化財の活用」とすべき。	課題1は文化財の調査であり、文化資源の調査ではありません。文化財調査の結果としてまとめられた調査記録・データや、イベント、博物館施設等の文化資源を課題3で活用していく、という趣旨です。 表中の課題3及び方針3の「文化財」という文言が間違っており、「文化資源」と修正します。

第5章 P 4 5	「歴史文化」の定義を記載すべき。	単語のとおりです。
第5章 P 4 6	文化財の保存活用計画の中心となるのは、あくまで所有者であるので、課題として、現在どのような制度があるのかも含め、所有者、あるいは所有者団体が文化財の保存・活用に主体的に取り組むことのできる制度づくりを挙げるべき。	課題2に「担い手の裾野の拡大に向けては、各地域の文化資源や文化財の所有者や所有団体が、保存・活用の取組に主体的に取り組むことのできる制度的な枠組みも検討していくことが重要です。」と記載します。
第5章 P 4 6	課題2、保存だけでなく、整備することも必要であり、整備について触れるべき。	「整備」とは、保存する環境を整えることであると認識しています、ご指摘の箇所の2段落目の1行目に「・・・適切な保存と公開が可能な環境を保ち、・・・」とありますとおり、整備に関しても言及しております。
第5章 P 4 6	データ系のものは「記憶・情報文化遺産」とかにして別ジャンルとすべき。	課題2文化財の保存の2段落目の5行目、「そして」以降のデータ系云々の記述を削除します。「そして、文化財の情報・記録を残し、整備して、後世に引き継ぐとともにその公開を促進する必要があります。」と改めます。
第5章 P 4 6	耐震設備の充実を記載すべき。	本計画で記載している耐震対策の内容を以下のとおり加筆します。 p46 課題2に「耐震対策をはじめとした災害時への備えや」と加筆。
第5章 P 4 7 ~ 4 9	タイトル等 文化資源⇒文化財と改めるべき。	文化財のみならず、その調査記録や、イベント、博物館施設等を含めた「文化資源」を広く活用していくという趣旨で、課題3と方針3はそのようにタイトルを設定し、本文中に記載しています。

<p>第5章 P 47 ~ 49</p>	<p>住民、観光目線の具体的な提示がない。まちかど遺産も評価すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、46ページの課題2で「まちかど遺産」のこれまでの取組についても触れ、今後も継続していく必要性を述べます。以下のとおり加筆します。</p> <p>「本市では、身近なまちかどの文化資源や未指定の文化財等を市民公募し、顕彰・啓発する「高槻まちかど遺産」制度を推進してきましたが、こうした市民目線での文化資源・文化財の情報を整備し次世代に引き継ぐ取組も継続していくことが必要です。」</p>
<p>第5章 P 48</p>	<p>建造物・美術工芸の調査が不足していることが随所で書かれているのだから、その対応を示すべき。「方針1文化財を掘り起こす」のなかで、建造物・美術工芸品の調査ができる体制づくりを進めることを述べる</p>	<p>同じ48ページの方針1の②の第2段落の2行目の「さらに、大学等専門機関と連携する調査研究の継続を図ります。」を次のとおり改めます。</p> <p>「さらに建造物、美術工芸品を念頭に大学等専門機関と連携する調査研究を図ります。」</p>
<p>第5章 P 50</p>	<p>連携機関の表を掲載すべき。</p>	<p>111ページに連携機関を示していますので、ここでは不要と考えます。</p>
<p>第5章 P 51 ~ 55</p>	<p>事業期間に点検と次期計画案を示すべき。</p>	<p>109ページの進捗管理において点検をしていきます。また、本計画では次期計画をお示しできません。</p>
<p>第5章 P 52</p>	<p>調査記録資料の総合、一体化により調査の価値を高めることができるので、取り組むべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。検討して参ります。</p>
<p>第5章 P 53</p>	<p>⑤防災・防犯体制の整備の3)で、点検シート・台帳を整備すべき。</p>	<p>必要性は認識していますので、今後検討して参ります。</p>
<p>第5章 P 54</p>	<p>方針3の①の1)で、学校からの提案を取り込むべき。</p>	<p>49ページの説明で、「学校教育や社会教育と連携して・・・」と記載しており、この中に学校からの提案を取り入れることも想定しています。</p>

第6章 P56	「関連文化財群」とゾーンとの関係を説明すべき。	ご指摘のとおり、関連文化財群とゾーンとの関係を以下のとおり加筆します。 「旧町村等本市の成り立ちを基としたゾーン区分を踏まえつつ、地理的・歴史的・空間的關係性を考慮し、」を加筆します。
第6章 P56	「歴史回廊」、「軸を彩り・・・」の各タイトルにそれぞれ「区分1」、「区分2」をいれるべき。	ご指摘のとおり修正します。
第6章 P59	発信・伝えるは56ページでうたっているのに、59～の関連文化財群の説明はストーリー的にまとめるべき。	ご指摘のとおり修正します。
第6章 P63	〈構成文化財の位置〉ではなく〈構成文化資源の位置〉とすべき。他の関連文化財群についても同様。	ご指摘のとおり「構成文化資源」に修正します。
第6章 P64	高槻市の既存の計画と関連文化財群との関係を示すべき。	関連文化財群は地域計画を作成する中で設定したものであり、市の既存計画との関係はありません。
第6章 P68・73	68ページの2段落目と、73ページの2段落目は、ストーリーからはずれる説明なので、ストーリーの後に移動させるべき。	本市は、どちらも内容的にストーリーからはずれているとは考えておらず、ストーリーの結びの書きぶりを揃えたいと考えていますので、現状のままとします。
第6章 P89	原の位置を図に示すべき。	ご指摘のとおり加筆します。
第7章 P94	章のタイトルを「文化財保存活用（重点）区域」とすべき。	文化庁の指針に従い、現状のままとします。

第7章 P94	4ページの第6次総合計画の「5-2 魅力あふれる公園づくり」との関係を示すべき。	ご指摘のとおり、1活用区域の目的に、以下のとおり加筆します。 「・・・歴史回廊」の形成を牽引するとともに、第6次総合計画における将来都市像「5 魅力にあふれ、にぎわいと活力あるまち」の実現を目指します。」
第7章 P101	「城下町エリア」で統一すべき。	ご指摘のとおり本章以降は統一します。 「城下町らしい」や「城下町に由来する」等、「城下町エリア」に統一すると文脈上おかしい部分以外は、「城下町エリア」に統一します。
第7章 P101	歴史に関する課題、聞き込み、情報記憶の収集、その発信を取組内容に盛り込むべき。	調査成果を含む歴史や文化資源の情報について、103ページの事業番号Ⅲ-1で収集し、106ページのⅢ-16で発信していくことを記載しています。
第7章 P106	点検シート、台帳を作成すべき。	今後の課題とさせていただきます。
第8章 P107	近隣周囲、自治会への協力が必要なことを記載すべき。	108ページの●予防体制の確立の1つ目に、「・・・近隣住民、・・・との連携」と記載しています。
第8章 P107	救急、消防、警察、病院等との連絡体制の整備を記載すべき。	108ページの●予防体制の確立の2つ目が消防、警察等との連携という意図になっています。 救急・病院はこの計画の中ではあてはまらないと考えています。
第8章 P107	防災・防犯に対するゾーンごとの考え方を記載すべき。	今後の課題とさせていただきます。地域の実情を見て、検討していきます。
第8章 P107	耐震設備（特に西国街道沿い？）の整備を図るよう記載すべき。	108ページの●防災・防犯設備等の充実の1つ目により対応します。



第8章 P108	● 予防体制の確立の項目に、災害発生時の文化財マニュアル作成を記入すべき。	107ページの一番下の行で、災害や盗難時に対するマニュアル等の策定と記載しています。これには、「予防」と「発生時の対応」の2点についてまとめる予定です。
第9章 P109	表：保存活用推進協議会の流れを説明すべき。	認定後の大幅な計画見直しが必要な際の、保存活用推進協議会の流れを本文中で説明しています。
第9章 P109	表：随時「点検」を入れるべき。	進捗管理の中で点検をしておりますので、現状のままとします。
第9章 P109	表に次期地域計画策定の流れを示すべき。	本計画では次期計画をお示しできません。
第9章 P110	図に連携自治体、民間の主だったものを表記すべき。	表の見やすさを考え、111ページに記載しています。
第9章 P110 ～111	表の右に各課の主な事業番号を付記すべき。	参考資料に担当課名を入れた措置一覧を入れるので、ここでは割愛します。
第9章 P110	アンケートの結果を記載し、課題・方針の根拠となることを明示すべき。	アンケートの結果概要を参考資料として記載します。
第9章 P110	ダイアグラムのなかに、「大学などの研究機関との連携」を加える	ご指摘の通り加筆します。